

令和7年(ワ)第6767号 損害賠償請求事件

原告 松本亜土 他1名

被告 大阪府

## 原告第1準備書面

2026年2月2日

大阪地方裁判所 第24民事部 合議2係ホ 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

高



同

川

同

千

同

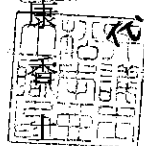
津

同

湯

原告A代理人弁護士

松



被告が2025年10月16日付けで提出した答弁書に対して認否及び反論をし、また、被告が同年12月8日付けで提出した準備書面(1)に対して反論をする。

なお、本書面以降、被告と同様に、羽曳野警察署留置施設に留置されていた原告のことを「原告A」と記載する。

## 目次

第1	答弁書第3「事実関係」に対する認否	2
1	第1項について	2
2	第2項について	3
3	第3項について	3
4	第4項について	6
第2	事実経過に関する原告の反論	6
1	2024年12月6日の取調べの様子（答弁書第3第2項(3)に対する反論・主張）	6
2	2024年12月10日に本件Tシャツが差し入れられた際の留置施設内の様子（答弁書第3第3項(1)に対する反論・主張）	8
3	羽曳野警察署留置管理課員が原告Aから本件Tシャツを取り上げた際の様子（答弁書第3第3項(2)に対する反論・主張）	8
4	羽曳野警察署留置管理課員は原告Aに対し、取調べに応じなければ強制力を用いると脅迫したこと（答弁書第3第3項(3)に対する反論・主張）	9
5	2024年12月17日の原告松本と本部管理課員の会話内容（答弁書第3第3項(4)第4段落目に対する反論・主張）	9
6	2024年12月20日の原告松本と本部管理課員の会話内容（答弁書第3第3項(4)第5段落目に対する反論・主張）	10
第3	被告準備書面(1)に対する反論	11
第4	求釈明	11

### 第1 答弁書第3「事実関係」に対する認否

#### 1 第1項について

第1段落1文目の「原告Aは、原告A方において、実母と2人で居住し、同人の食事を世話するなどをしていた」という部分については認め、その余は、否認する。

第2段落は、認める。

第3段落は、「なお、原告Aに対しては、令和7年1月27日に実母の葬儀に出席するため、勾留の執行停止がなされた。原告Aは、同日午前11時30分に羽曳野署留置施設を出場した」という部分については認め、その余は不知。

## 2 第2項について

(1) (1)について

認める。

(2) (2)について

認める。

(3) (3)について

文言としては正しいところはあるが、全体的な流れは異なるので、正確なところについては後述する。

(4) (4)について

否認する。原告Aは、弁護人の指示により、黙秘することにしたが、2024年12月9日の取調べの際も、「黙秘することに決めました」とまで発することができなかった。原告が、「黙秘を・・・」と言った際、取調官が、「わかりました。録音録画してますんでね。・・・」と述べ、取調官が続けて、「それは理由聞かせてもらってもええかな。それも言いたくない」と述べた。これに対し、原告Aは、少し間を置き、「説明のしようが・・・」と言ったことに対して、取調官が「うん、説明のしようがない、うん、うん」と結論付けた。また原告Aは、9日の取調べにおいても、取調官の質問に対し、頷くことで表現し、完全なる黙秘を貫くことができていない。10日の取調べにおいても、取調官から供述を迫られ、今後母の遺体をどのようにする予定であるかや親族関係等についても供述している。また、取調官による質問に頷くという動作で表現し、それを取調官はメモをしており、供述させられているに等しい。

さらに、検察庁での取調べは、同月11日、20日にもあり、黙秘は全くできていない。

## 3 第3項について

(1) (1)について

第1段落は認める。

第2段落は、「この差入れに際して、原告松本から、接見前に差入れを行い本件Tシャツ」を面会室に持ち込ませてほしい旨の依頼をされたため」については認める。他の被留置者が「そのシャツ僕も貰いました」との反応を示したことは認め、その他の言動については否認する。他の被留置者の言動に関する詳細は後述する。「同署留置管理課員は、原告Aを居室から看守台まで移動させ、同人に対して差入れ物品の確認をさせた。原告Aが本件Tシャツを広げて確認していた」際に他の被留置者が反応を示したという部分については否認する。他の被留置者が反応したのは、原告Aが確認していた際ではない。

第3段落及び第4段落は、認める。

(2) (2)について

第1段落は、不知。

第2段落は、羽曳野署留置業務管理者の内心であるので不知。ただし、当初羽曳野署留置業務管理者が本件Tシャツを「危険物」として扱ったことからすれば、被告が主張するところが本件Tシャツを取り上げた理由であったとは考え難い(被告が主張する「私語」「論争」「トラブル」は「危険」ではない。)。また、後述する2024年12月10日の本件Tシャツの差入時の様子からすれば、被告が主張するような「正当な理由のない私語を誘発するおそれ」も「被留置者間での論争やトラブルが発生するおそれ」は客観的にも主観的にもなかった。

第3段落は、否認ないし争う。先述のとおり、当初羽曳野署留置業務管理者が本件Tシャツを「危険物」として扱ったことからすれば、被告が主張する判断を行ったとは考え難い。また、後述のとおり、本件Tシャツの着用を認めることは、被収容者処遇法187条の「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」に該当しえない。

第4段落は、「同署留置管理課員は、留置施設内の居室で本件Tシャツを着用していた原告Aの居室に行き、同人に対して、本件

Tシャツを留置施設で着用することは、メッセージ性が強い」旨の説明をしたことは認め、「場内の平穏を乱すおそれがある旨の説明を行った」こと及びその余は否認する。後述するとおり、原告A氏は、自ら本件Tシャツを脱いで羽曳野署留置管理課員に手渡したのではなく、同課員に本件Tシャツを脱ぐように迫られて脱ぐことを余儀なくされ、同課員に取り上げられた。

第5段落は、「同課員は、原告Aに対して、本件Tシャツは、留置施設内では着用することができないので、危険物扱いになる旨を説明した」ことについては認め、その余は不知。

(3) (3)について

第1段落については、「同日、羽曳野留置管理課員は、原告Aに対し、今後の取調べに関する意思確認を実施した」ことについては認め、「本件Tシャツ及び通告書の差入れ並びに原告Aが同通告書に署名し原告松本に対し宅下げを行っていたことから」上記の意思確認を実施したのかについては不知。

第2段落については、認める。

第3段落については、原告Aが「なるほど意味は分かりました」、「でも弁護士さんから言われているので悩ましいところです」と一言一句当該内容を述べたかについては不明であるが、原告Aの発言内容については概ね認める。また、羽曳野警察署留置管理課の職員が、取調べ受忍義務の説明をしたことは認め、同課員が「留置施設からは出てもらわないといけない旨告げ、意思確認をした」ことについては否認する。詳細は後述するが、実際は、同課員が原告Aに対して向けた言葉は、「取調室に行かないのであれば強制的に取調室に連行する」、「車いすで連行する」という脅迫的なものであった。

第4段落については、概ね認める。ただし、先述の羽曳野署留置管理課員による脅迫的な言辞に原告Aが畏怖し、取調べに応じる以外の選択肢を奪われた、というのが正しい事実関係である。

(4) (4)について

第1段落については、否認する。第1段落記載の原告松本の発

言は認め、会話の全体的な内容・流れは否認する。

第2段落については、認める。

第3段落については、認める。

第4段落については、原告松本の発言については認め、その余は否認する。実際の会話の内容は後述のとおりである。

第5段落については、第1文は認め、その余は否認する。実際の会話内容は後述のとおりである。

(5) (5)について

後述第4の第1項(4)の求釈明に対する回答がなされるまで認否を留保する。なお、区分変更がなされたのであれば、原告らに教示がなされるべきであるところ、被告が主張する区分変更について、原告らに対し教示されたことはない。

(6) (6)について

認める。もっとも、原告Aは、2024年12月11日に、本件Tシャツを着用できない旨を言われ、取り上げられているため、要望をしたくともできず、期待できる状況にはなかった。また、原告Aは、弁護人を通じて、同月12日、20日にも取調室内で着用を認める余地や方法がないのかについて確認していた。

4 第4項について

認める。

## 第2 事実経過に関する原告の反論

### 1 2024年12月6日の取調べの様子（答弁書第3第2項(3)に対する反論・主張）

被告は、2024年12月6日の取調べについて、原告Aが取調官に対して黙秘権を行使したい旨を述べたところ、取調官が原告Aに対し「説得」し、これを受けて原告Aが取調べに応じた旨主張する。被告は取調官の供述について、「黙秘権に配慮して取調べを実施していた」などとも主張する（被告第1準備書面第1第4項(2)）。

しかしながら、取調官の取調べは、「説得」の域を超えた自白の強要であり、また、黙秘権への「配慮」などみじんもない。

この日の取調べにおいて、原告Aは、取調官に対し、「黙秘って使っていていいですか」と黙秘権を行使したい旨を述べた。

すると取調官は、原告Aに対し、「ん？反省して全部言うてくれるという話やったと思ってたんやけど、もうそういうつもりはないということでもいいんかな。」と黙秘権行使をあたかも反省していない行為であるかのような発言をした。

これに対し、原告Aが、弁護人に黙秘を勧められた旨述べると、取調官は、「それは自分の気持ちよね。…今後裁判に回って、…初期の供述で、あのうやりましたって言うてるのに、急に言いたくないっていうことは何かしらあるんちゃうかってなるけどな。」、「供述拒否権、黙秘権あるから、うん。ただそれは権利ではもちろんあるけど自分の心に聞いてほしいな。…何も言わんままに裁判なったらなんもいわんままに裁判官とかも状況を見てそうなるよね。わかる？」等と一方的に話した。そして取調官はすぐさま原告Aに対し「次、明日とか、弁護士の先生毎日来てくれるわけちゃうんやろ。その間ずっと黙秘でいいの。」とすぐにでも供述しなければ不利になるかのような不安を煽る言動をした。その後、原告Aは取調官に対し、「もう一回聞きたいんです、先生に。」と述べ、弁護人と接見して相談したいと述べているにもかかわらず、取調官は原告Aに対し「裁判員する人は一般の人やから、ちゃんと喋ってるんやというのと何もしゃべってきてないんやっていうのと考える方も色々おる、あれやからね。正直にしゃべらんと黙秘してるんやと思いはるかもしれへんよね。最初は認めてるのに、急になんで黙秘しているんですかってなるかもしれんよね。それで、弁護士さんに言われたっていうのは説明にならん。」などと裁判でも不利になることを仄めかせ、原告Aに黙秘をすることについて不安を抱かせた。その結果、原告Aは、黙秘することに対し不安を抱き、供述するに至った。

黙秘権を行使したい旨を申し出た原告Aに対し、取調官が前述のように黙秘権を行使することに不安を覚えさせる等の発言をし、供述をするよう働きかけを行った時間は、約30分以上にわたる。原告Aは、この間ずっと、取調室という個室において、取調官から、

黙秘をすることに意味がない旨や黙秘があたかも不利になる旨を述べられ続けたのである。

このような取調べは、黙秘権に「配慮」したのではなく、「説得」の域を超えた自白の強要である。

## 2 2024年12月10日に本件Tシャツが差し入れられた際の留置施設内の様子（答弁書第3第3項(1)に対する反論・主張）

羽曳野警察署留置施設では、2024年12月10日当時、被留置者同士、さらに、留置管理課員も交えて、会話や雑談がなされていた。

また、この当時、羽曳野警察署留置管理課には、かつて原告松本が弁護人であり、原告松本が本件Tシャツと同種のTシャツを差し入れた被留置者（以下、「Y」という。）が収容されていた。

本件Tシャツが差し入れられ、看守台で確認された際、ある被留置者Xが「それめっちゃええやん」と述べた。その声量は大声と評するようなものではない、通常程度の声量であった。

この被留置者の発言を聞き、留置管理課員が、Yに対し、「自分(Y)もそれもらっとったんちゃうん？」と話しかけた。そのため、Yは当該職員に対し、「そのシャツ僕も貰いました」と答えたにすぎない。Yは自ら積極的に話しかけたわけではない。

この会話に対し、さらに騒乱状態が生じたということはない。また、この会話に対して留置管理課員が注意をしたこともない。

なお、原告Aは、これらの会話の声が届くような近い場所にいたことが推測されるどころだが、これらの会話がなされていたことさえ記憶になく、そのことからしても特に騒ぎになっていたというような状況ではなかったといえる。

## 3 羽曳野警察署留置管理課員が原告Aから本件Tシャツを取り上げた際の様子（答弁書第3第3項(2)に対する反論・主張）

2024年12月11日午前、羽曳野署留置管理課員は原告Aに対し、本件Tシャツが危険物に該当する旨を説明した後、本件Tシャツについて「脱ぐように。」と申し向けた。そのため、原告Aは逆らうことができないと考え、「わかりました。」「脱ぎます」と言って

本件Tシャツを脱いだのである。つまり、原告Aは、本件Tシャツを自ら任意で脱いだのではなく、脱がされたものである。

その直後、羽曳野警察署留置管理課員は、原告Aに対し、本件Tシャツを渡すように求めた。そのため、原告Aは、抵抗できないと考え、本件Tシャツを渡した。つまり、原告Aは、自らの意思で本件Tシャツを職員に渡したのではなく、本件Tシャツを職員に取り上げられたのである。原告Aは、弁護人から渡された本件Tシャツを手元に置いておきたいと考えていたため、職員から求められない限り、職員に渡さずにいたはずであった。

4 羽曳野警察署留置管理課員は原告Aに対し、取調べに応じなければ強制力を用いると脅迫したこと（答弁書第3第3項(3)に対する反論・主張）

羽曳野警察署留置管理課員は、原告Aに対し、取調べ受忍義務について説明したうえで、「取調室に行かないのであれば強制的に連行する」、「車いすで連行する」旨を述べた（乙3・3頁にも、出房を拒否する原告Aに対して「俺らも留置場から強制力を用いて出すとかしたくないし」などと、取調べに応じなければ強制力を行使する旨述べていたことが記載されている。）。そのことにより、原告Aは、強制力を用いて検察庁に連行されることに畏怖し、検事調べに行くと言わざるをえず、その旨述べたのである。

5 2024年12月17日の原告松本と本部管理課員の会話内容（答弁書第3第3項(4)第4段落目に対する反論・主張）

甲17記載のとおりのお話をし、原告松本は「回答をしかるべき時にさせていただきますと言われてですね、そのままずっと待ってるんですが、何かあのう記者さんの方には何かコメントを出して、私の方にはコメントないんですけど、しかるべき時ってというのは、いつなんですかねということです。」「私は留置場内で何としても着てほしいってわけではなく、あれは取り調べの時に着てほしいという趣旨で渡していて、でも取り調べの時に着ることが難しいかもしれないからずっと着といてという趣旨で渡してるんです。なので、取調室内というのは、誰からも、それこそ他の留置人が目にす

ることもなく、それだったら、昨日の警察の大阪府警のコメント回答からすると、取調室内では着せていただけるという理解で合っていますかということをお伝えいただけたらと思います。」等の内容を担当者に伝えてもらうように伝えた。

6 2024年12月20日の原告松本と本部管理課員の会話内容  
(答弁書第3第3項(4)第5段落目に対する反論・主張)

原告松本と大阪府警本部留置管理課の職員との会話は、正確には以下のとおりである。原告松本は、12月20日の電話においても、「取り調べ内での着用っていうのは、他の被留置者の人は会わないんです。」「それについては、着用は認めていただけるといことなんでしょうか。」等と何度か質問をした。大阪府警本部の同担当者からは回答を得られなかったため、原告松本は、再度、「留置施設内で保管されているものじゃないですか。だったら、(取調べに行くときに)その貸してって言われたら貸していただけるんでしょうか。」と質問をしたが、同担当者からは、「すみません、ちょっとそれも電話でこちらですぐ回答とはいきません」との回答を受けた。

取調室に行く際に返還するという旨の回答がなく、本件Tシャツの返還を受けなければ取調室内でも着用が叶わないため、最後に「「どうしたらいいですかね。これってね、他の被留置者との関係でということ規制されていると思うんですけども、取り調べ室であれば他の人の目に当たらないということは明らかだと思うんですね。被留置者一人なので取り調べ室は。であれば着用はできるはずなんです。今の警察の理屈であれば。あくまでも取り調べ室での着用を私は認めてほしくて、そうだったときに留置施設内で保管されているので、留置施設の職員から手渡される必要があるのかなと私は理解していて、そうなったときに取り調べ行くからそのTシャツ貸してくださいって言われる環境でなければならぬと。ここは貸していただけるんでしょうか。返していただくというか。」と確認をした。すると、同担当者からは、「そうですね、ちょっとその扱いについても、すみません、ちょっとこの電話で、あのこうですというのを即答するわけにはいきません」との回答がなされた。

原告松本と大阪府警本部留置管理課職員との上記会話の中で、取調室で着用が可能となった旨の教示はなかった。

なお、大阪府警本部留置管理課の職員は、上記電話で、「ちょっとこの電話で、あのこうですというのを即答するわけにはいきません」と述べていたが、その後も、原告松本のところには、取調室で着用が可能となった旨の知らせさえなかった。

### 第3 被告準備書面(1)に対する反論

法律上の主張についての反論は、下記求釈明への被告の対応を俟って行う。

### 第4 求釈明

- 1 2024年12月11日に羽曳野署留置管理課員が本件Tシャツを取り上げ、危険物保管庫に入れたことで、原告Aは2024年12月11日以降、①本件Tシャツを留置施設内で着用できず、また、②本件Tシャツを取調室内でも着用できなかった。

しかし、被告の答弁書における主張（答弁書第3第3項(5)）並びに乙2及び乙5によれば、羽曳野署留置管理課は、2024年12月11日から同月18日までは、本件Tシャツを危険物として保管し、取調室への本件Tシャツの持ち込みも許さなかった（すなわち、上記①及び上記②の状態を生じさせ続けた）一方で、同日以降は本件Tシャツを場内保管とし、本件Tシャツが取調室に持ち込めるようにしたようである（すなわち、2024年12月18日以降も上記①の状態が継続したものの、②の状態は同日に解消されたと被告は主張する。ただし、先述のとおり、区分変更は原告らには一切教示されていない。原告らは、区分変更の事実も争う。）。

そこで、争点整理のために、被告に対し以下の点について明らかにするよう求める。

- (1) 羽曳野警察署留置管理課において、危険物保管と場内保管はどのような基準により分けているのか。

いずれについても、被収容者処遇法187条に規定される「留置

施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」に該当すると判断された場合になされ、内規等によって区別されているのか、それともそもそも根拠法が異なるのか。

(2) 2024年12月11日から同月18日までの間は、原告Aは本件Tシャツを取調室内でも着用することができなかつたということについて、被告は認めるということによいか。

(3) 12月11日時点では、本件Tシャツを危険物として扱うこととしていたのに、12月18日には、これを改めたその理由は何か。

(4) 乙5の1枚目第1段落「メッセージ入りTシャツの再区分変更について 昨日、本部から『メッセージ入りTシャツの差入れに関する対応について』という通知文を受けた」との記載があるが、当該通知の内容、及び通知年月日を開示されたい。

(5) 乙5の1枚目下から3～1行目には、「(刑事総務課の見解では、)取調室にメッセージ入りTシャツを持ち込むことは可能である〔捜査主任官判断〕旨通知している」との記載があるが、当該通知の内容、及び通知年月日を開示されたい。

併せて、乙1ないし乙5の原本の提出を求める。

2 大阪府羽曳野警察署留置管理課職員が、原告Aに本件Tシャツを脱がせたのは、何時何分と記録しているかにつき明らかにされたい。

3 2024年12月10日以前に、本件Tシャツと同じメッセージが記載されたTシャツが留置施設に差入れされた事があったか否か、当該Tシャツを被留置者が着用した事例があったか否かを明らかにされたい。これらの事例があったとすれば、そのときの留置施設内の状況について明らかにされたい。

以 上